

1. 有視界飛行方式に関する諸規則の概要

有視界飛行を実施する際に必要な諸規則には、有視界飛行方式、進路権、最低安全高度、巡航高度等の規則を理解しておかなければいけません。

● 有視界飛行方式を理解するための諸規則

法

第二条 13 この法律において「計器気象状態」とは、視程及び雲の状態を考慮して国土交通省令で定める視界上不良な気象状態をいう。

14 この法律において「計器飛行」とは、航空機の姿勢、高度、位置及び進路の測定を計器のみに依存して行う飛行をいう。

15 この法律において「計器飛行方式」とは、左に掲げる飛行の方式をいう。

一 第十二項の国土交通大臣が指定する飛行場から離陸及びこれに引き続く上昇飛行又は同項の国土交通大臣が指定する飛行場への着陸及びそのための降下飛行を、国土交通大臣が定める経路又は第九十六条第一項の規定により国土交通大臣が与える指示による経路により、かつ、その他の飛行方式について同項の規定により国土交通大臣が与える指示に常時従つて飛行の方式

二 前号に規定する飛行以外の航空交通管制区における飛行を第九十六条第一項の規定により国土交通大臣が経路その他の飛行の方法について与える指示に従つて行なう飛行の方式

(計器気象状態) 規則

第五条 法二条十三項の国土交通省令で定める視界上不良な気象状態は、次の各号に掲げる航空機の区分に応じ当該各号に掲げる気象状態(以下「有視界気象状態」という。)以外の気象状態とする。

一 三千メートル以上の高度で飛行する航空機(第三号及び第四号に掲げる航空機を除く。)

次に掲げる条件に適合する気象状態

イ 飛行視程が八千メートル以上であること。

ロ 航空機からの垂直距離が上方及び下方にそれぞれ三百メートルである範囲に雲がないこと。

ハ 航空機から水平距離が千五百メートルである範囲に雲がないこと。

二 三千メートル未満の高度で飛行する航空機(次号及び第四号に掲げる航空機を除く。) 次に掲げる航空機の区分に応じそれぞれに掲げる気象状態

イ 航空交通管制区(以下「管制区」という。)または航空交通管制圏(以下「管制圏」という。)を飛行する航空機 次に掲げる条件に適合する気象状態

(1) 飛行視程が五千メートル以上であること。

(2) 航空機から垂直距離が上方に百五十メートル、下方に三百メートルである範囲に雲がないこと。

(3) 航空機からの水平距離が六百メートルである範囲内に雲がないこと。

ロ 管制区及び管制圏以外の空域を飛行する航空機 次に掲げる条件に適合する気象条件

(1) 飛行視程が千五百メートル以上であること。

(2) 航空機からの垂直距離が上方に百五十メートル、下方に三百メートルである範囲に雲がないこと。

(3) 航空機からの水平距離が六百メートルである範囲内に雲がないこと。

三 管制区及び管制圏以外の空域を地表又は水面から三百メートル以下の高度で飛行する航空機(次号に掲げる航空機を除く。) 次に掲げる条件に適合する気象状態(他の物件との衝突を避けることができる速度で飛行するヘリコプターについては、イに掲げるものを除く。)

イ 飛行視程が千五百メートル以上であること。

ロ 航空機が雲から離れて飛行でき、かつ、操縦者が地表面又は水面を引き続き視認することができること。

四 管制圏内にある飛行場及び管制圏外にある国土交通大臣が告示で指定した飛行場において、離陸し、又は着陸しようとする航空機 次に掲げる条件に適合する気象状態

イ 地上視程が五千メートル(当該飛行場が管制圏内にある飛行場であつて国土交通大臣が

告示で指定したものである場合にあつては、八千メートル)以上であること。
□ 雲高が地表又は水面から三百メートル(当該飛行場がイの国土交通大臣が告示で指定したものである場合にあつては、四百五十メートル)以上であること。

(有視界飛行方式) 規則

第五条の二 有視界飛行方式とは、計器飛行方式以外の飛行の方式をいう。

● 進路権を理解するための諸規則

(進路権)

第一百八十条 飛行の進路が交叉するか又は接近する場合における航空機相互間の進路権の順位は、左の各号の順序とする。

- 一 滑空機
- 二 物件を曳航する航空機
- 三 飛行船
- 四 飛行機、回転翼航空機及び動力で推進している滑空機

第一百八十一条 飛行中の同順位の航空機相互間にあつては、他の航空機を右に見る航空機が進路を譲らなければならない。

第一百八十二条 正面又はこれに近い角度で接近する飛行中の同順位の航空機相互間にあつては、互に進路を右に変えなければならない。

第一百八十三条 着陸のため最終進入の経路にある航空機及び着陸操作を行なっている航空機は、飛行中の航空機、地上又は水上において運航中の航空機に対して進路権を有する。

第一百八十四条 着陸のため飛行場に進入している航空機相互間にあつては、低い高度にある航空機が進路権を有する。但し、最終進入の経路にある航空機の前方に割り込み、又はこれを追い越してはならない。

第一百八十五条 前方に飛行中の航空機を他の航空機が追い越そうとする場合(上昇又は降下による追越を含む。)には、後者は、前者の右側を通過しなければならない。

第一百八十六条 進路権を有する航空機は、その進路及び速度を維持しなければならない。

(間隔の維持)

第一百八十七条 航空機は、他の航空機と接近して飛行する場合は、衝突のおそれのないように、間隔を維持しなければならない。

● 最低安全高度を理解するための諸規則

(最低安全高度) 法

第八十一条 航空機は、離陸又は着陸を行う場合を除いて、地上又は水上の人又は物件の安全及び航空機の安全を考慮して国土交通省令で定める高度以下の高度で飛行してはならない。但し、国土交通大臣の許可を受けた場合は、この限りではない。

規則

第七十四条 法第八十一条の規定による航空機の最低安全高度は、次のとおりとする。

一 有視界飛行方式により飛行する航空機にあつては、飛行中動力装置のみが停止した場合に地上又は水上の人又は物件に危険を及ぼすことなく着陸できる高度及び次の高度のうちいずれが高いもの

イ 人または家屋の密集している地域の上空にあつては、当該航空機を中心として水平距離六百メートルの範囲内の最も高い障害物の上端から三百メートルの高度

ロ 人または家屋のない地域及び広い水面の上空にあつては、地上又は水上の人または物件から百五十メートル以上の距離を保つて飛行することのできる高度

ハ イ及びロに規定する地域の上空にあつては地表面又は水面から百五十メートル以上の高度

二 計器飛行方式により飛行する航空機にあつては、告示で定める高度

● 巡航高度を理解するための諸規則

(巡航高度) 法

第八十二条 航空機は、地表又は水面から九百メートル（計器飛行方式により飛行する場合にあつては、三百メートル）以上の高度で巡航する場合には、国土交通省令で定める高度で飛行しなければならない。

2 航空機は、航空交通管制区内にある航空路の空域（第九十四条の二第一項に規定する特別管制空域を除く。）のうち国土交通大臣が告示で指定する航空交通がふくそうする空域を計器飛行方式によらないで飛行する場合は、高度を変更してはならない。ただし、左に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 離陸した後引き続き上昇飛行を行なう場合
- 二 着陸するため降下飛行を行なう場合
- 三 悪天候を避けるため必要がある場合であつて、当該空域外に出るいとまがないとき、又は航行の安全上当該空域内での飛行を維持する必要があるとき。
- 四 その他やむを得ない理由がある場合

3 国土交通大臣は、前項の空域（以下「高度変更禁止空域」という。）ごとに、同項の規定による規制が適用される時間を告示で指定することができる。

(巡航高度) 規則

第一百七十七条 法第八十二条第一項の規定による航空機の巡航高度は、次の表に定める高度（法九十六条第一項の規定により高度について指示された場合は、当該指示に係る高度）とする

飛行方向	飛行方式	高 度
磁方位0度以上 一八〇度未満	有視界飛行 方式	29,000フート未満で飛行する場合は、 1,000フートの奇数倍に500フートを加えた高度 29,000フート以上で飛行する場合は、 30,000フートに4,000フートの倍数を加えた高度
	計器飛行 方式	29,000フート未満で飛行する場合は、 1,000フートの奇数倍の高度 29,000フート以上で飛行する場合は、29,000フートに4,000フートの倍数を加えた高度
磁方位一八〇度以上 三六〇度未満	有視界飛行 方式	29,000フート未満で飛行する場合は、 1,000フートの偶数倍に500フートを加えた高度 29,000フート以上で飛行する場合は、32,000フートに4,000フートの倍数を加えた高度
	計器飛行 方式	29,000フート未満で飛行する場合は、 1,000フートの偶数倍の高度 29,000フート以上で飛行する場合は、31,000フートに4,000フートの倍数を加えた高度